

京都市西京区桂坂しらかば地区建築協定

建築協定区域 京都市西京区大枝北杵掛町3丁目の一部	運営委員会連絡先 電話 075 - -
------------------------------	------------------------

※ 確認申請提出前に運営委員会の承認を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■ 目的

第1条 この協定は、建築基準法（以下「法」という。）第69条及びこれに基づく京都市建築協定条例第2条の規定に基づき、第4条第1項に定める区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠に関する基準を定め、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

■ 建築物の敷地等

第7条 建築物の敷地面積は、110平方メートル以上とする。

■ 建築物の位置等

第8条 建築物の外壁仕上面の後退距離は、前面道路境界線から1.2メートル以上とし、その他の1以上の境界線から0.8メートル以上とする。

■ 建築物の用途等

第9条 建築物の用途は、次の各号に定める基準に適合しなければならない。

- (1) 専用住宅
- (2) 建築基準法施行令第130条の3各号に定める兼用住宅
- (3) 診療所（獣医院を除く。）
- (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物
- (5) 集会所
- (6) 前各号に掲げる建築物に附属するもの

■ 建築物の形態及び意匠

第10条 建築物の屋根及び外壁の形式、使用する材料、色の取扱いは、次表に定める基準による。ただし、附属建築物については色に関してのみこの基準を適用する。

	屋 根	外 壁
形式	切妻、寄棟、入母屋、方形	大壁、真壁
材料	瓦、銅板、アスファルトシングル、スレート等	リシン搔落し、色モルタル搔落し、タイル、吹付タイル、スタッコ、サイディングボード等
色	黒色系統、グレー系統、茶系統、モスグリーン系統	じゅらく系統、グレー系統、ベージュ系統、クリーム系統、茶系統、白系統、黒色系統

■ 広告物

第11条 敷地内に看板等の広告物を設置又は掲示してはならない。ただし、屋外広告物法及び京都市屋外広告物等に関する条例に適合するもので、協定区域内における住宅等の販売に供するもの又は次の各号に掲げる基準に適合するものは、この限りでない。

- (1) 土地の所有者等の自己の用に供するもの
- (2) 敷地1区画につき看板等の表示面積の合計が1平方メートル以下のもの
- (3) 看板等が敷地境界線から0.9メートル以上後退したもの

■ 公共施設等

第12条 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物及び工作物については、第7条から第11条まで（第9条は除く。）の規定は適用しない。

